別表一
「各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分（確定申告又は仮決算による中間申告の場合）」

記載要領はこちら

「法人名」
法第2条第29号の2《定義》に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、税務署長等に申告書を提出する場合には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載します。

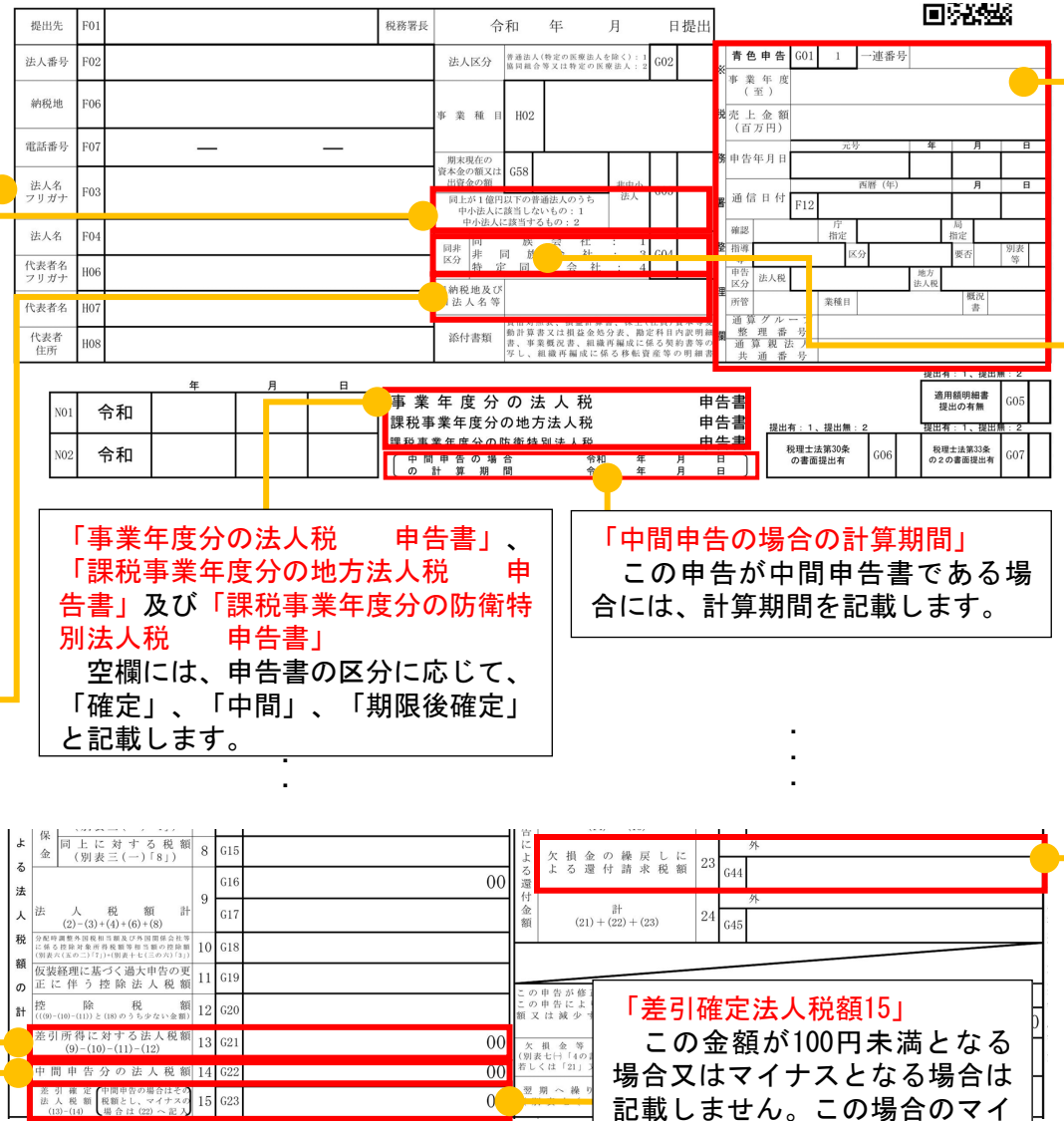
「同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの」
非中小法人の判定については、「中小企業者の判定等フロー」（P1）をご参照ください。

中小企業者の判定等フローはこちら

「旧納税地及び旧法人名等」
合併法人が被合併法人の最後事業年度の申告をする場合には、被合併法人の納税地及び名称を記載します。

「差引所得に対する法人税額13」
この金額が100円未満となる場合は記載しません。

「中間申告分の法人税額14」
この申告が確定申告である場合に中間申告により納付すべき法人税額を、その法人税額の納付の有無にかかわらず記載します。



「事業年度分の法人税　　申告書」、「課税事業年度分の地方法人税　　申告書」及び「課税事業年度分の防衛特別法人税　　申告書」
空欄には、申告書の区分に応じて、「確定」、「中間」、「期限後確定」と記載します。

「中間申告の場合の計算期間」
この申告が中間申告書である場合には、計算期間を記載します。

「差引確定法人税額15」
この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しません。この場合のマイナスの金額は「中間納付額22」に記載します。

「※税務署処理欄」
原則として記載する必要はありません。
ただし、「売上金額」欄については、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。）を100万円単位（100万円未満の端数は切り上げます。）で記載をお願いします。

「同非区分」
別表二の「判定結果18」で判定した区分に応じた番号を記載します。

「欠損金の繰戻しによる還付請求税額23」
- この申告が確定申告である場合には、欠損金の繰戻しによる還付請求書の「還付金額15」をこの欄の外書に移記します。
- 措置法第66条の12第1項各号《中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用》に掲げる法人以外の法人の平成4年4月1日から令和10年3月31日までの間に終了する事業年度において生じた欠損金額については、清算中に終了する事業年度及び法第80条第4項《欠損金の繰戻しによる還付》の規定に該当する場合のその規定に規定する事業年度において生じた欠損金額、同条第5項に規定する災害損失欠損金額並びに銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除き、同条第1項の規定の適用を受けることができませんのでご注意ください。
- 普通法人（投資法人、特定目的会社及び受託法人を除きます。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの（当期末において資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等による完全支配関係がある法人など法第66条第5項第2号又は第3号《各事業年度の所得に対する法人税の税率》に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（相互会社を除きます。）など、措置法第66条の12第1項各号に掲げる法人の各事業年度において生じた欠損金額については、法第80条の規定の適用を受けることができます。

別表一
「各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分（確定申告又は仮決算による中間申告の場合）」

「差引地方法人税額38」
この金額が100円未満となる場合は記載しません。

「中間申告分の地方法人税額39」
この申告が確定申告である場合に中間申告により納付すべき地方法人税額を、その地方法人税額の納付の有無にかかわらず記載します。

「差引確定地方法人税額40」
この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しません。この場合のマイナスの金額は「中間納付額42」に記載します。



「この申告による還付金額43」
「43」の外書には、「欠損金の繰戻しによる還付請求税額23」の外書に記載した金額がある場合において、地方法第23条第1項《欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付》に規定する確定地方法人税額があるときに、「23」の外書の金額に10.3％を乗じた金額を記載します。
なお、この金額が法第80条第1項《欠損金の繰戻しによる還付》に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度の別表一の「36」＋「37」＋「38」により計算した金額を超える場合には、その計算した金額を記載しますが、次に掲げる場合には、それぞれ次の金額をその「36」＋「37」＋「38」の金額から控除して計算します。

(1) 法第80条第1項《欠損金の繰戻しによる還付》に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度（以下(2)において「課税事業年度」といいます。）に係る事業年度の別表一の「4」、「6」又は「9の外書」に金額の記載がある場合…これらの金額にそれぞれ10.3％を乗じた金額の合計額

(2) 課税事業年度に係る地方法人税のうち既に地方法第23条第1項の規定により還付された金額がある場合…その還付された金額

「還付を受けようとする金融機関等」

- 「計24」及び「計43」の還付金額の受取については、希望する振込先預貯金口座等の区分に応じ、それぞれ次により記載します。
 (1) 銀行等の預金口座（(2)を除きます。）
 金融機関名、本支店名、預金種類及び口座番号を記載します。
 (2) ゆうちょ銀行の貯金口座
 「ゆうちょ銀行の貯金記号番号」に貯金総合通帳の記号番号のみを記載します。
 なお、ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取を希望する場合には、「郵便局名等」に受取を希望する郵便局名等のみを記載します。
- 欠損金の繰戻しによる還付請求税額があるときは、別に還付請求書の提出が必要です。
- 口座名義は、申告書に記載した法人名義の口座をご利用ください。口座名義に店舗・事務所名などが含まれている場合や商号変更前の名称である場合には、振込みができないことがありますのでご注意ください。

「残余財産の最後の分配又は引渡しの日」

- 当期が残余財産の確定の日の属する事業年度である場合において、当期末の翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときに、その分配又は引渡しの日を記載します。
- 平成22年9月30日以前に解散した場合には別の様式を使用するため、記載する必要はありません。

「剰余金・利益の配当（剰余金の分配）の金額」
当期にその支払に係る効力が生ずる令第9条第8号《利益積立金額》に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配の額のほか、みなし配当の金額を含めて記載します。

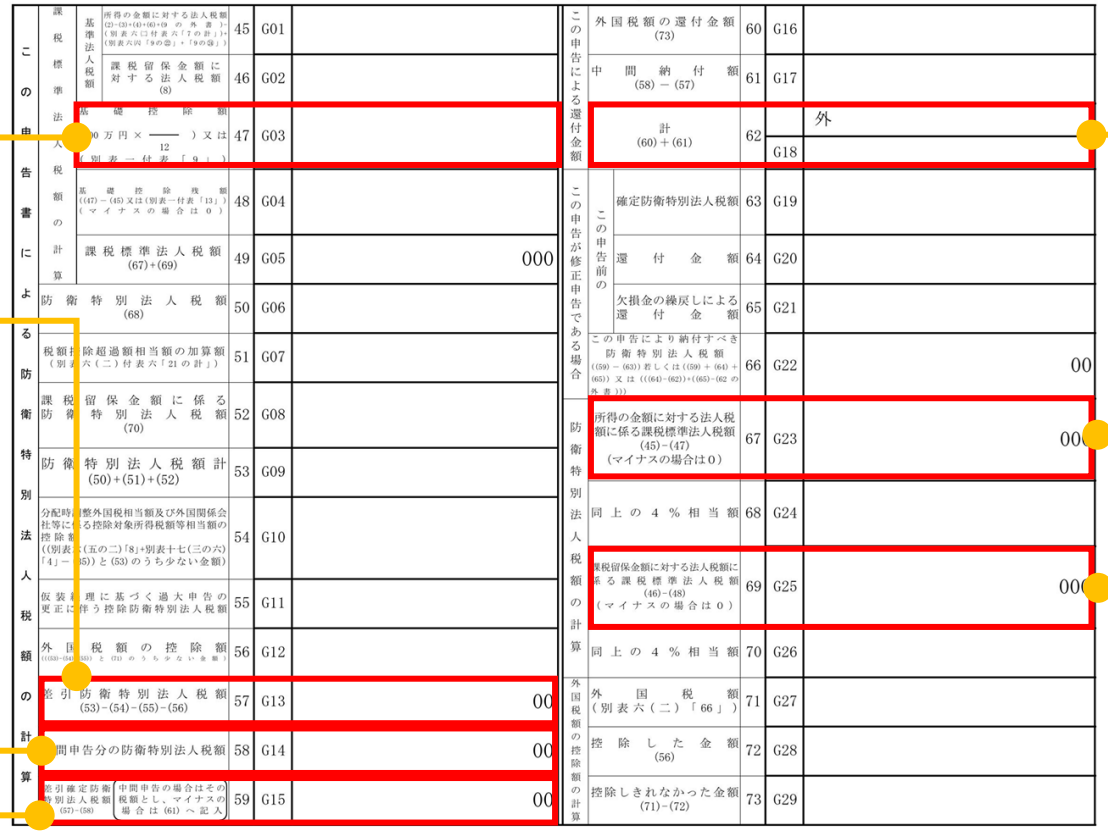
別表一（次葉一）
「各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分（確定申告又は仮決算による中間申告の場合）」

「基礎控除額47」
500万円（事業年度が1年に満たない場合には、500万円を12で除し、これにその課税事業年度の月数（1月未満の端数は切り上げます。）を乗じた金額）を記載します。

「差引防衛特別法人税額57」
この金額が100円未満となる場合は記載しません。

「中間申告分の防衛特別法人額58」
この申告が確定申告である場合に中間申告により納付すべき防衛特別法人税額を、その防衛特別法人税額の納付の有無にかかわらず記載します。

「差引確定防衛特別法人税額59」
この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しません。この場合のマイナスの金額は「中間納付額61」に記載します。



「この申告による還付金額62」
「62」の外書には、「欠損金の繰戻しによる還付請求税額23」の外書に記載した金額がある場合において、防確法第33条第1項《欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付》に規定する確定防衛特別法人税額があるときに、「23」の外書の金額に4%を乗じた金額を記載します。
なお、この金額が法第80条第1項《欠損金の繰戻しによる還付》に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度の別表一の「55」＋「56」＋「57」により計算した金額を超える場合には、その計算した金額を記載しますが、次に掲げる場合には、それぞれ次の金額をその「55」＋「56」＋「57」の金額から控除して計算します。
⑴　法第80条第1項《欠損金の繰戻しによる還付》に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度（以下⑵において「課税事業年度」といいます。）に係る事業年度の別表一の「4」、「6」又は「9の外書」に金額の記載がある場合…これらの金額にそれぞれ4%を乗じた金額の合計額
⑵　課税事業年度に係る防衛特別法人税のうち既に防確法第33条第1項の規定により還付された金額がある場合…その還付された金額

「所得の金額に対する法人税額に係る課税標準法人税額67」及び「課税留保金額に対する法人税額に係る課税標準法人税額69」
「所得の金額に対する法人税額45」から「基礎控除額47」を控除した金額及び「課税留保金額に対する法人税額46」から「基礎控除残額48」を控除した金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載します。

別表一(次葉二)
「各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分(確定申告又は仮決算による中間申告の場合)」

中小企業者の判定等フローはこちら

「(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((1)と800万円×$\frac{\text{月数}}{12}$のうち少ない金額)74」

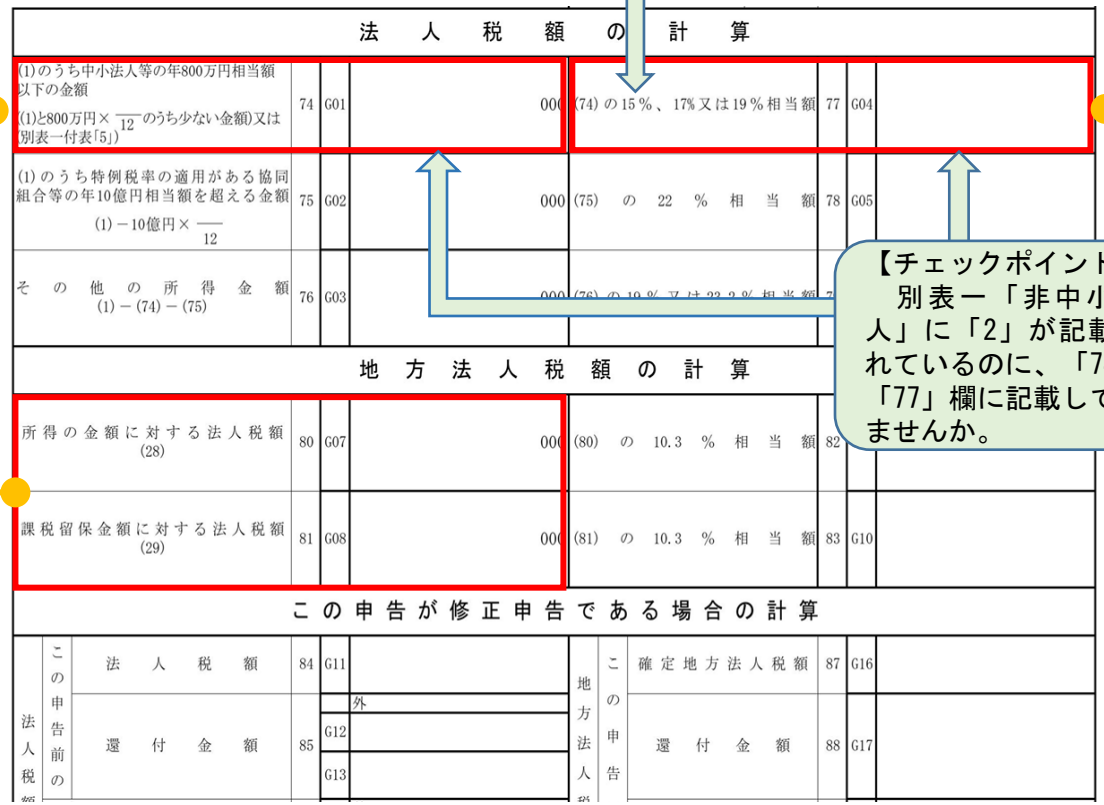
- 分子の空欄には、当期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。
- この算式により計算した金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「1」の所得金額の1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。
- 中小法人の判定については、「中小企業者の判定等フロー」(P1)をご参照ください。

「所得の金額に対する法人税額80」及び「課税留保金額に対する法人税額81」

「所得の金額に対する法人税額28」及び「課税留保金額に対する法人税額29」の金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載します。

【チェックポイント】
普通法人のうち適用除外事業者に該当しない法人が軽減税率の特例措置を適用する場合、所得金額が年10億円を超えているのに、15%の税率を適用していませんか。

【チェックポイント】
別表一「非中小法人」に「2」が記載されているのに、「74」「77」欄に記載していませんか。



法人税額の計算

(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円×$\frac{\text{月数}}{12}$のうち少ない金額)又は別表一付表「5」)	74	G01	000	(74)の15%、17%又は19%相当額	77	G04	
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)－10億円×$\frac{\text{月数}}{12}$	75	G02	000	(75) の 22 % 相当額	78	G05	
その他の所得金額 (1)－(74)－(75)	76	G03		(76)の10.9%又は23.2%相当額	79	G06	

地方法人税額の計算

所得の金額に対する法人税額 (28)	80	G07	000	(80) の 10.3 % 相当額	82		
課税留保金額に対する法人税額 (29)	81	G08	000	(81) の 10.3 % 相当額	83	G10	

この申告が修正申告である場合の計算

法人税額	この申告前の	法人税額	84	G11		地方法人税	この申告	確定地方法人税額	87	G16	
		還付金額	85	外 G12				還付金額	88	G17	
				G13							

「(74)の15%、17%又は19%相当額77」

- 普通法人のうち適用除外事業者に該当する法人には、軽減税率の特例措置(15%又は17%)は適用されませんのでご注意ください。
 なお、普通法人のうち適用除外事業者に該当しない法人が軽減税率の特例措置を適用する場合、所得金額が年10億円を超える事業年度については、15%ではなく17%の税率が適用されます。
- 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人をいいます。
 適用除外事業者の判定については、「中小企業者の判定等フロー」(P8～)をご参照ください。

別表一
「各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分（修正申告の場合）」

「事業年度分の法人税　　申告書」、「課税事業年度分の地方法人税　　申告書」及び「課税事業年度分の防衛特別法人税　　申告書」

・　空欄には、「修正確定」又は「修正中間」と記載します。

・　法人税、地方法人税又は防衛特別法人税のうち修正申告を行わない税目に係る申告書については、その名称を二重線で抹消します。

「欠損金の繰戻しによる還付請求税額23」、「計24」、「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額25」の外書

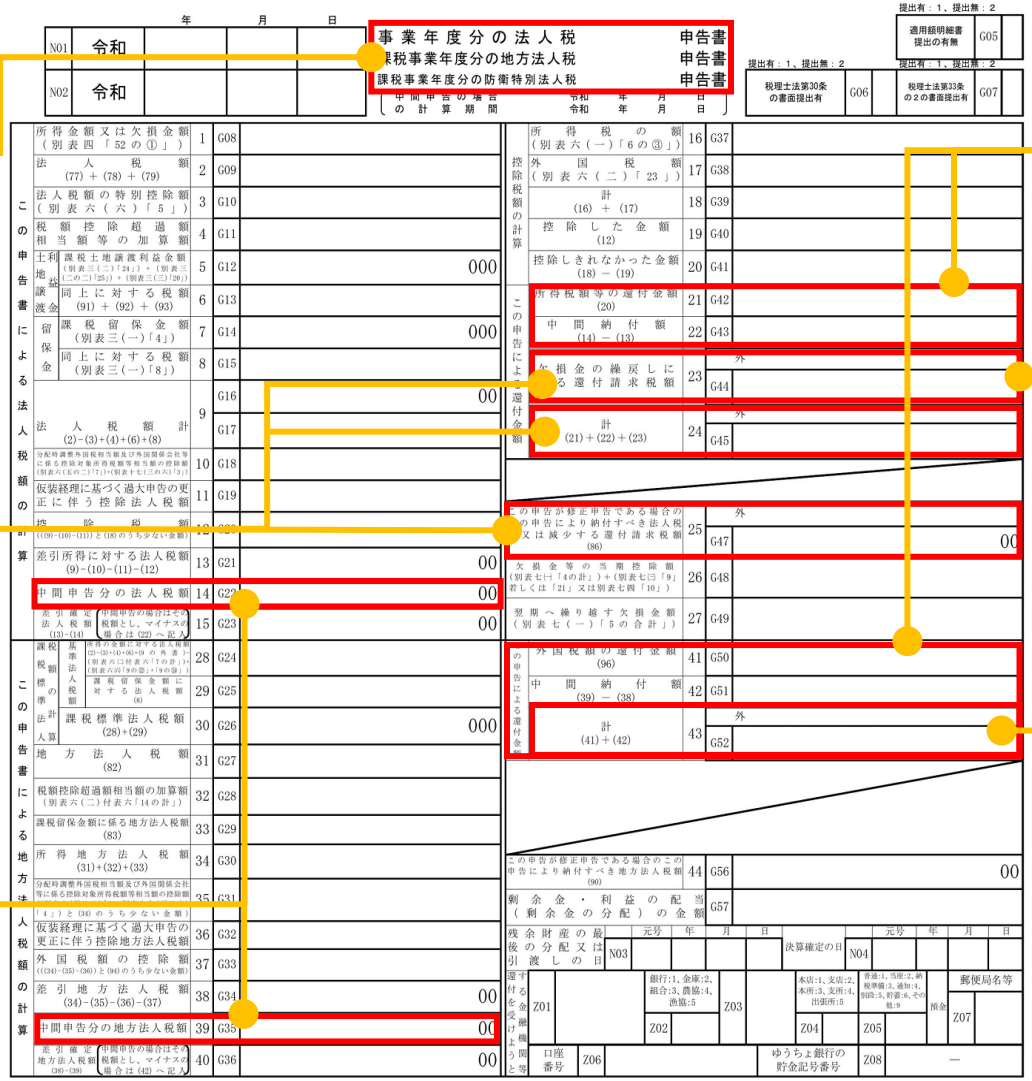
各欄の外書は、この申告が欠損金の繰戻しによる還付金額が過大であったことによる修正申告であり、かつ、その繰戻しによる還付が行われていない場合に限り、次により記載します。

⑴　「23」及び「24」には、この申告による減少後の還付請求税額を外書きします。

⑵　「25」には、「56」の外書の金額から「24」の外書の金額を控除した金額を外書きします。

「中間申告分の法人税額14」
「中間申告分の地方法人税額39」

この申告前の確定申告等において法人税又は地方法人税の中間納付額の還付金額がある場合にも、その還付金額を控除する前の中間申告分の法人税額又は地方法人税額を記載します。



「所得税額等の還付金額21」又は「中間納付額22」
「外国税額の還付金額41」から「計43」までの各欄

既に還付を受けているかどうかにかかわらず記載します。

「欠損金の繰戻しによる還付請求税額23」
「計43」の外書

法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付請求をした法人税額又はその法人税額に係る地方法第23条第1項《欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付》に規定する確定地方法人税額について、既に還付を受けている場合には、この修正申告により確定した欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を本書に記載します。この場合において、既に還付を受けた金額のほか、その還付に際し還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。

（例）

既に還付を受けた金額　　500,000円
同上の還付加算金　　30,000円
修正申告による還付金額　　300,000円
還付を受けるべき金額に対応する還付加算金

$$30,000円 \times \frac{300,000}{500,000} = 18,000円$$

この欄に記載する金額
300,000円＋18,000円＝**318,000円**

別表一次葉一
「各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分(修正申告の場合)」

「外国税額の還付金額60」から「計62」までの各欄
　既に還付を受けているかどうかにかかわらず記載します。

「確定防衛特別法人税額63」
　この申告前の申告書の「59」の金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、防衛特別法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引防衛特別法人税額」の金額から中間申告分の防衛特別法人税額を控除した金額を記載します。

「還付金額64」
　この申告前の申告書の「62」の金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、中間申告分の防衛特別法人税額から防衛特別法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引防衛特別法人税額」の金額を控除した金額を記載します。

「中間申告分の防衛特別法人税額58」
　この申告前の確定申告等において防衛特別法人税の中間納付額の還付金額がある場合にも、その還付金額を控除する前の中間申告分の防衛特別法人税を記載します。



「計62」の外書
　法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付請求をした法人税額に係る地方法第23条第1項《欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付》に規定する確定地方法人税額について、既に還付を受けている場合には、この修正申告により確定した欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を本書に記載します。この場合において、既に還付を受けた金額のほか、その還付に際し還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。

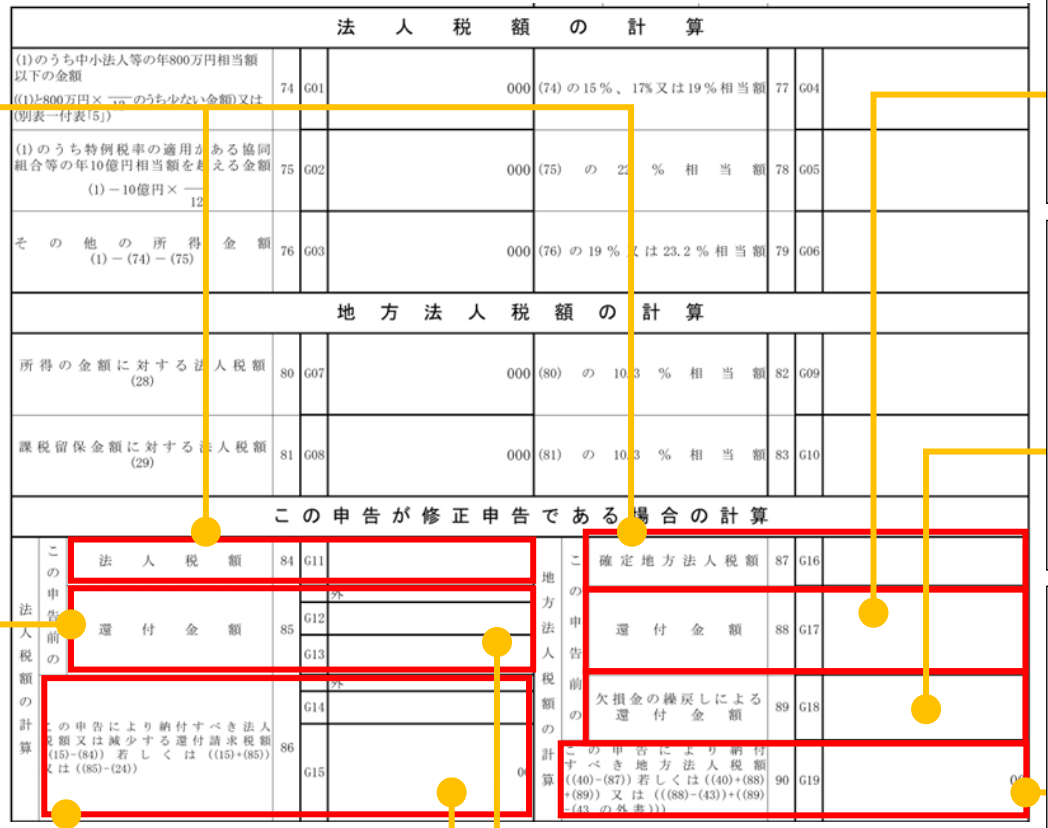
「欠損金の繰戻しによる還付金額65」
　防確法第33条第1項《欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付》の規定により既に還付された金額がある場合に、その金額を記載します。
　また、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、防衛特別法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付金額」の金額を記載します。
　なお、同項の規定により還付を受けた金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。

「この申告により納付すべき防衛特別法人税額((59)－(63))若しくは((59)＋(64)＋(65))又は(((64)－(62))＋((65)－(62の外書)))66」
　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次により記載します。ただし、この金額が100円未満となるときは記載しません。
(1)　「59」に記載がある場合で、次のイ又はロの場合
　イ　「63」に記載がある場合　(40)－(87)
　ロ　「88」と「89」のいずれか又は両方に記載がある場合　(40)＋(88)＋(89)
(2)　「43」の本書と外書のいずれか又は両方に記載がある場合で、「87」と「89」のいずれか又は両方に記載がある場合
　((88)－(43))＋((89)－(43の外書))
　「欠損金の繰戻しによる還付金額89」に金額の記載がない場合は、「89」－「43の外書」の金額を0として計算した金額を記載します。

別表一(次葉二)
「各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分(修正申告の場合)」

「法人税額84」
「確定地方法人税額87」
この申告前の申告書の「15」又は「40」の金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引所得に対する法人税額(又は地方法人税額)」の金額から中間申告分の法人税額(又は地方法人税額)を控除した金額を記載します。

「還付金額85」
- この申告前の申告書の「21」及び「22」の金額に、既に還付された欠損金の繰戻しによる法人税の還付金額を加算した金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付所得税額等」の金額及び「還付金額」の金額並びに中間申告分の法人税額から法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引所得に対する法人税額」の金額を控除した金額の合計額を記載します。
- 欠損金の繰戻しによる法人税の還付金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。



「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)－(84))若しくは((15)＋(85))又は((85)－(24))86」
「15」、「24」、「84」及び「85」の各欄のうち記載金額のある欄に応じ、次の金額を記載します。この場合、その金額が100円未満となるときは記載しません。
(1) 「15」と「84」とがある場合には、「15」の金額から「84」の金額を控除した金額
(2) 「15」と「85」の本書とがある場合には、「15」の金額と「85」の本書の金額との合計額
(3) 「24」の本書と「85」の本書とがある場合には、「85」の本書の金額から「24」の本書の金額を控除した金額

「還付金額85」及び「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額86」の外書
(1) 「85」には、この申告前の還付請求税額を外書きします。
(2) 「86」には、「85」の外書の金額から「24」の外書の金額を控除した金額を外書きします。

「還付金額88」
この申告前の申告書の「43」の金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、中間申告分の地方法人税額から地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引地方法人税額」の金額を控除した金額を記載します。

「欠損金の繰戻しによる還付金額89」
地方法第23条第1項《欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付》の規定により既に還付された金額がある場合に、その金額を記載します。
また、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付金額」の金額を記載します。
なお、同項の規定により還付を受けた金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。

「この申告により納付すべき地方法人税額((40)－(87))若しくは((40)＋(88)＋(89))又は(((88)－(43))＋((89)－(43の外書)))90」
次に掲げる場合に応じ、それぞれ次により記載します。ただし、この金額が100円未満となるときは記載しません。
(1) 「40」に記載がある場合で、次のイ又はロの場合
イ 「87」に記載がある場合
(40)－(87)
ロ 「88」と「89」のいずれか又は両方に記載がある場合
(40)＋(88)＋(89)
(2) 「43」の本書と外書のいずれか又は両方に記載がある場合で、「87」と「89」のいずれか又は両方に記載がある場合
((88)－(43))＋((89)－(43の外書))
「欠損金の繰戻しによる還付金額89」に金額の記載がない場合は、「89」－「43の外書」の金額を0として計算した金額を記載します。